

狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 狭山市議会委員会条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ中「（次号アに掲げる事項を除く。）」を削り、同号中コをサとし、エからケまでをオからコまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 環境経済部商工業振興課及び農業振興課の所管に関する事項

第2条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 福祉子ども部の所管に関する事項

イ 長寿健康部の所管に関する事項

第2条第3号ア中「環境部」を「環境経済部」に改め、「事項」の次に「（第1号エに掲げる事項を除く。）」を加え、同号ウ中「まちづくり推進部」を「都市整備部」に改める。

第2条 狭山市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「8人」を「7人」に改める。

第4条第2項中「10人」を「8人」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。